

令和4年3月10日

保護者様

多古町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防対策等の対応における変更について

平素から本町の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

この度、本県におけるまん延防止等重点措置の期間延長され、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。これに準じて、本町においても登校に係る対応を変更します。

つきましては、下記の感染症予防対策について、何卒御理解御協力くださるようお願いいたします。

記

1 変更点について

変更後： お子様と同居する御家族が濃厚接触者に特定された場合でも、登校を控える必要はありません。

※変更前： お子様と同居する御家族が濃厚接触者に特定された場合、登校を控えてください。

2 次の基本的な感染症対策を徹底して行うこと

- マスクを着用すること。(不織布マスクが最も高い効果があります。)
- 手洗いの徹底を図ること。
- 人混みや繁華街への外出を控えること。
- 休養、睡眠を十分にとり、規則正しい生活を送ることにより、体力や抵抗力を高め、体調管理を行うこと。

3 毎朝、御家庭で留意していただくこと

- 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、お子様や御家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状等があり、普段と体調が少しでも異なる場合には登校を控えるとともに、「5 発熱等の症状がある場合」を参考に、医療機関等へ速やかに相談してください。

4 次のような場合は、必ず学校へ連絡するとともに登校を控えてください。

- お子様が新型コロナウイルスに感染した。
- お子様で濃厚接触者となった。(同居の御家族等が感染した等)
- お子様に発熱や風邪症状がある。
- お子様と同居する御家族が、発熱や風邪の症状がある。

5 発熱等の症状がある場合

- 発熱等の症状がある場合は、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話でご相談ください(直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談をお願いします)。かかりつけ医がいない等、相談先に困った場合は、千葉県発熱相談コールセンター【電話0570-200-139】へ電話連絡してください。

※学校では、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや差別が起こらないよう指導を徹底していますので、御家庭でも御協力のほどよろしくお願いいたします。